

ほうじん ななお



税に関する絵はがきコンクール

七尾法人会長賞



羽咋小学校6年生 岩本 真和花 さん

七尾税務署長賞



羽咋小学校6年生 服部 由依 さん

七尾法人会青年部会長賞



鹿島小学校6年生 泉 千穂 さん

七尾法人会女性部会長賞



志雄小学校6年生 高下 佑里 さん

新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 半田 あおい 氏

署長プロフィール

(略 歴) 福井税務署 特別国税調査官 (平成26年7月)
金沢国税局 総務部 営繕監理官 (平成27年7月)
金沢税務署 副署長 (平成28年7月)
国税庁 金沢派遣 主任国税庁監察官 (平成30年7月)
金沢国税局 課税部 主任国税訟務官 (令和元年7月)
金沢国税局 総務部 厚生課長 (令和2年7月)

公益社団法人七尾法人会会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動で、七尾税務署長を拝命いたしました半田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

着任の挨拶に先立ちまして、長引く新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言・まん延防止措置下での休業・自粛要請などに際して、多大なる被害や損害を被った会員の皆様方に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

公益社団法人七尾法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から貴会の事業活動を通じ、税務行政の円滑な運営に対しまして、格別の御理解と御協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

七尾税務署管内の二市三町は、美しい里山里海に囲まれ、それぞれに輝かしい伝統と文化があり、魅力にあふれております。

私は石川県出身ですが七尾税務署勤務は初めてとなります。個人的に観光として訪れることも多い風趣に富んだこの地で勤務できますことは、大変光栄でありますとともに、与えられた職責の重さに身が引き締まる思いです。

貴会におかれましては、公益社団法人として、コロナ禍にもかかわらず地域社会に密着した社会貢献活動を積極的に展開されるとともに、税のオピニオンリーダーとして、税の広報活動をはじめ、各種説明会の開催、児童・生徒に対する租税教室の開催等を通じて、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に大きな貢献をされておられますことに改めまして感謝申し上げますとともに、この

ような積極的な会活動に対し改めて敬意を表する次第であります。

ICTやAIの進展、働き方の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会は急速に変化しております。

こうした状況においても、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために、社会経済の変化に柔軟に対応し、「e-taxの普及」「キャッシュレス納付の利用推進」などのデジタル化のメリットを生かした「納税者の利便性の向上」により一層取り組んでまいります。また本年10月1日から登録事業者の登録申請の受付が開始されておりますインボイス制度につきましても御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人七尾法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

令和3年7月10日現在

署長	半田あおい
総務課長	吉本 政樹
管理運営部門統括官	英 克規
管理運営・徴収部門統括官	高井 理恵
個人課税第一部門統括官	林 要和
個人課税第二部門統括官	瀧本康二郎
法人課税第一部門統括官	永坂 一雄
法人課税第二部門統括官	三木 浩
法人課税第一部門総括上席国税調査官 (法人会担当)	田尻 雅彦

公益社団法人第9回通常総会

国と社会の繁栄に貢献する

5月27日、加賀屋において、公益社団法人七尾法人会第9回通常総会が開催された。本年も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、会員各位の健康面と安全面を最優先して、恒例の講演会は延期、懇親会を中止し、通常総会のみで開催となった。

会長あいさつの後、【報告事項】令和3年度事業計画及び同収支予算並びに令和2年度事業報告、引き続き、【審議事項】令和2年度収支決算報告（案）並びに役員選任（案）が説明され、満場一致で承認可決された。



社会貢献事業

本年も七尾税務署管内の小学5、6年生に対して、下敷（東京の四谷法人会青年部会が、「税を考える週間」に合わせて租税教育用下敷きを作成）を配付することとしている。

マンガ本（全国法人会総連合及び大蔵財務協会作成）を配布することとしている。

本年のテーマ「**ペットも家族！もっと！知っておこう！**」



定例研修会

昨年の税務署主催の年末調整説明会が中止となった為、当会では、11月11日、12日の両日、七尾、羽咋の2会場で「源泉徴収に関する改正点」を中心に税務研修会を実施した。講師は、七尾税務署の担当官。



七尾会場



羽咋会場

ご案内

令和3年9月30日をもって越後清貴が退任し、上嶋豊志が事務局長に就任いたしました。

越後前事務局長の後を引き継ぐことになりました。

七尾税務署には通算3年間勤務をいたしました。その際には、七尾法人会の活動にも参加させていただき、公益社団法人としての在り方を身近に勉強させていただきました。今回、ご縁がありまして、お世話になることになりました。

会員の皆様方のご支援とご協力を賜りまして、法人会の理念であります「地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」を推進するために、日々努めたいと存じますので、よろしくお願いたします。



長期コロナ禍の中で税財政・金融面の実効性ある対策が急務

第38回法人会全国大会が10月7日、岩手県において開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためリモート開催となりました。令和4年度税制改正に関する提言については、9月7日の税制委員会です承された。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化にむけて

- (1)感染拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後は本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論も必要であろう。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡素化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置租税特別措置については、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

4. 消費税への対応

- (1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

III. 地方のあり方

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。

IV. 震災復興

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる

大規模な自然災害が相次いで発生しているが、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1)役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2)交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3)欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置では、資本金の額が1億円超10億円以下の中堅企業も青色欠損金の繰戻し還付制度を適用することが可能となった。その適用期限が令和4年1月末日までとなっていることから、延長を求める。

2. 所得税関係

(1)所得税の在り方

- ①基幹税としての財源調達機能の回復
- ②各種控除制度の見直し
- ③個人住民税の均等割

(2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1)贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

令和4年度税制改正スローガン

- **ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!**
- **適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!**
- **コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!**
- **中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!**

青年部会だより

租税教室の開催

社会貢献活動として小学校6年生を対象に取り組んでいる租税教室を、鳥屋小学校、富来小学校、志雄小学校、鹿島小学校、鹿西小学校の5校で開催した。本年も女性部会が取り組んでいる「絵はがきコンクール」へも多数の応募があり、応募作品から生徒の皆さんが税金の使い道を知り、暮らしの中での税金が担う役割を考える貴重な時間になったことがうかがえた。



鳥屋小学校



富来小学校



志雄小学校



鹿島小学校



鹿西小学校

研修視察

3月12日、13日の両日、研修視察を実施した。新型コロナウイルス感染拡大を受け、開催の時期や在り方について工夫を凝らし、地域社会貢献活動に主眼を置いた。

初日は、日本アンガーマネジメント協会ファシリテーター澤田慎一郎氏の「怒りを上手に扱う、イライラよりもイキイキを増やそう」をテーマとした研修会を開催した。内容は次のとおり。

「アンガー=怒り、マネジメント=後悔しないことであり管理することではない」であり、実践することにより「怒る必要のあることは上手に怒り、怒る必要のないことは怒らなくなる」と目指す心のトレーニング、怒りの衝撃が発生した時には、この衝撃を6秒間コントロール（落ち着く言葉を考えてみる、口角をアップしてみる、深呼吸してみる）することにより、だんだんと衝撃を許せる範囲が広がっていくという日常に生かせる講義を受けた。

翌日は、中能登町ラピア鹿島に設置している祈願像周辺を新型コロナウイルス感染症にも気を配りながら、草取りやごみ拾いなどを行った。



健康経営プロジェクト

青年部会は、全国の仲間とともに、健康経営に取り組んでいる。

この取り組みに至る背景としては、日本の未来を担う子供たちに税の仕組みや大切さを理解してもらうための租税教室活動を展開してきた。

この活動の中で税の使途についても、問題意識を持つようになり、社会保障制度に関する議論を進めてきた。

日本の総人口が2010年をピークに減少に転じており、医療費等給付費の増大が国の財政を圧迫しているのが現状である。

企業の活力向上=税収増、医療費の適正化=歳出減の2つを、高齢化のピークとなる2040年に向けての目標とした。

近々の取り組みとして、「健康経営宣言書」の提出、「ジェネリック医薬品」の利用促進などを推進している。

女性部会だより

租税教室及び絵はがきコンクール優秀作品の表彰式

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を通じて、小学生に「税の果たす役割」などについて学んでいただき、そこで得ることができた知識や感想を絵はがきに描いて「税」の理解をより深めてもらうことを目的に取り組んでいます。令和2年度は絵はがきの応募総数は305作品、その中から優秀と認められた21作品について、2月14日、七尾西湊合同庁舎において表彰式を行った。



記念講演会

4月22日、美湾荘において、公益社団法人七尾法人会女性部会第26回通常総会が開催された。

東七尾税務署長をはじめ来賓をお迎えし、部会長あいさつの後、令和2年度事業報告及び収支決算報告、令和3年度事業計画（案）及び同収支予算（案）並びに役員選任（案）が説明されいずれも満場一致で承認された。

総会に引き続き七尾税務署長東武司氏より「酒類行政の取組等について」の演題で記念講演が行われた。（主な内容は、次のとおり。）

日本酒は、まさに日本を代表するお酒であり、今や世界各国に輸出されている。

お酒について「正しい産地」であることと、「一定の基準」を満たして生産されていることを示すのが「地理的表示（GI）」である。

現在、日本国内では「酒類の地理的表示」は、14名称が指定されており、ここ石川県下では「白山」の名称で、白山市が産地の日本酒がそのひとつとなっている。

ワインの「原産地呼称制度」が起源となっている地理的表示により、消費者は正しい商品選択ができ、製造者は地域ブランドの価値が守られて、地域のお酒の特性を消費者に伝えやすくなった。

海外市場においても、地理的表示=日本酒ブランド化の推進により、消費者と製造者双方の利益が確保されるようになってきた。



羽咋の地に祈願像設置



昨年の11月30日

「親子の絆、地域の絆の大切さを見直す心の一助」になることを願って羽咋駅東口側の緑地に祈願像を設置し完成を祝った。

この設置を受け、今後の地域社会貢献活動を一層活発に推進していきたい。

『税を考える週間』 “暮らしを支える税” 《11月11日(木)～11月17日(水)》

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。今年は、「暮らしを支える税」をテーマとして各種行事を行います。

税務署長表彰

おめでとうございます。
この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。



赤 喜久造 氏

七尾税務署管内の主な行事

【小中学生の税に関する作品展】

市 町	会 場	展 示 期 間
七 尾 市	ミナクル3F 市立図書館前	11月11日(木)～11月17日(水)
羽 咋 市	コスモアイル羽咋	11月11日(木)～11月17日(水)
志 賀 町	志賀町役場町民ホール	11月11日(木)～11月17日(水)
	富来支所町民ホール	11月11日(木)～11月17日(水)
宝達志水町	生涯学習センター さくらドーム21	11月 2日(火)～11月17日(水)
中能登町	アルプラザ鹿島	11月11日(木)～11月17日(水)

【税務署主催の年末調整説明会の取りやめについて】

令和3年以降、税務署主催の年末調整説明会は開催されないことになりました。

国税庁ホームページ（HYPERLINK "<http://www.nta.go.jp>" <http://www.nta.go.jp>）において、年末調整に関するホームページを開設するほか、年末調整に関する動画を掲載する等、各種情報提供を行う予定ですので、ご利用いただきますようお願いいたします。

◆法人県民税及び事業税（特別税含む）の電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX）対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。

紙の申告書で複数の地方公共団体に申告の手続きを行う場合は、作成した申告書をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありました。電子申告では、複数の地方公共団体へ提出する場合でも、送信先はいつでも同じ窓口になります。

（参考）電子申告の義務化

平成30年度税制改正により、経済社会のICT化等を踏まえ、官民合わせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、一定の大法人について、eLTAXによる電子申告が義務化されました。

【対象法人】

- ・内国法人のうち、その事業年度開始の日において資本金又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

【対象手続】

確定申告書、中間（予定）申告書及び修正申告書

【対象書類】

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

【対象事業年度】

令和2年4月1日以後に開始する事業年度



県税キャラクター
直之くん

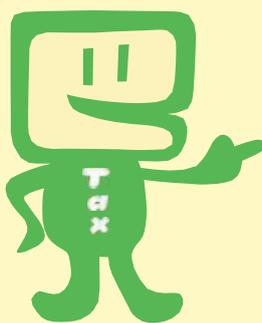
事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

登録申請
受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、
e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき
点などを解説します。また、チャット機能を利用
した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで
受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム
ページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」を
ご覧ください。

特設サイトへ▶



事務局だより

(令和3年4月1日～令和3年10月31日)

- 4. 1 2 青年部会正副部会長会議
- 4. 1 9 第1回理事会
- 4. 1 9 福利厚生制度推進連絡協議会
- 4. 2 2 女性部会役員会
- 4. 2 2 女性部会第26回通常総会
- 5. 2 7 第9回通常総会
- 6. 3 青年部会新旧正副部会長会議
- 7. 2 青年部会租税教室 鳥屋小学校
- 7. 7 青年部会正副部会長会議
- 7. 1 6 女性部会正副部会長会議
- 7. 1 6 女性部会役員会
- 8. 1 8 青年部会第30回通常総会
- 8. 3 1 青年部会租税教室 鹿島小学校
- 9. 3 青年部会租税教室 鹿西小学校
- 9. 9 青年部会正副部会長会議
- 9. 1 6 女性部会正副部会長会議
- 10. 1 4 青年部会各委員会
- 10. 2 2 第3回理事会
- 10. 2 2 福利厚生制度推進連絡協議会
- 10. 2 6 青年部会租税教室 志雄小学校
- 10. 2 7 女性部会25周年記念講演会
- 10. 2 7 女性部会輪島法人会との交流会

新会員紹介

◆ (令和2年11月1日～令和3年10月31日) ◆

◇正会員 (定款第5条1項1号)

法人名	代表者氏名
有限会社 押水電気商会	中江 寿之
有限会社 小坂電気管理事務所	小坂 信仁
清酒織物 有限会社	清酒 弥彦
一般社団法人	
中能登スローリズム協議会	船木 清崇
株式会社 能登風土	酒井 光博
株式会社 神子の里	武藤 一樹

◇賛助会員 (定款第5条1項2号)

事業所名	代表者氏名
建築NoBo	登 勝宏

会員募集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

◆お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会
電話 0767-53-6629

◆ホームページのご案内
<http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

インターネットでセミナー受講

七尾法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。(http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/) 一流講師による映像と音声による本格的セミナーを無料で受講いただけますので、ご利用ください。

七尾法人会トップページの「インターネットセミナー」バナーをクリック、ログインページに入って会員専用のIDとパスワードを入力してください。(ID hj2207 パスワード 6629)

◆法人県民税及び事業税 (特別税含む) の電子納税について

令和元年10月から電子申告及び電子申請・届出に加え、全ての都道府県・市町村へ地方税共通納税システムを通じて電子納税が出来るようになりました。

【メリット】

- ・全ての都道府県・区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税する事ができ、納税事務の負担が軽減されます。
- ・電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税する事ができます。
- ・事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税する事ができます。
- ・地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ・電子納税する事による手数料は無料です。

詳しくは地方税共通納税システムに係るホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>) をご確認ください。

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

**ご加入を
ご検討の皆さまへ**

資料をお届けしますので
お申し出ください。

**既に
ご加入の皆さまへ**

福利厚生制度をご存知でない
方々や会員企業様を
是非ご紹介ください。



けんた



法人会 福利厚生制度は
2021年に
制度創設50周年を迎えます。



企業のための保障制度

50周年記念商品「総合型Vプレミアム」誕生！
より幅広いリスクから経営者を守ります！

経営者大型総合保障制度

<会社をお守りするトータル保障プラン>

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、働けなくなった場合の
リスクに備えるための制度をご用意しています。
団体料率の適用により割安な保険料を表現！

死亡へのそなえ

総合型
Rタイプ

重度の身体障がい
状態へのそなえ

総合型
Tタイプ

重大疾病への
そなえ

Jタイプ

ケガ・病気による
入院へのそなえ

Mタイプ

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々な リスクから企業を守る！



《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険

スターズ
STARS
(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える

**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます！

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料*でご契約いただけます

*がん保険・医療保険・就労所得保障保険・定期保険が対象です。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

個人のための保障制度

・就労所得保障保険 ・定期保険
・終身保険 ・介護保険もあります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

アフラック 法人会 検索

ネット医療相談サービスをご利用いただけます

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
病気や身体の気になることを、インターネットで
月1件無料相談できます。

本サービスはアフラックの提携先(株)メディカルノートが
提供します。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp



ご利用は
350円

— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —

税に関する絵はがきコンクール作品

中能登町租税教育推進協議会長賞



鳥屋小学校6年生 洞雞 皆子 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鹿島小学校6年生 杉本 心結 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



羽咋小学校6年生 松下 音々 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



志雄小学校6年生 窪田 怜奈 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鹿島小学校6年生 久木 泉潤 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



羽咋小学校6年生 高嶋 珂二生 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



羽咋小学校6年生 金松 希美 さん